

個人住民税・所得税の 定額減税調整給付金のお知らせ

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における物価高への支援として、令和6年度分の個人住民税及び令和6年分の所得税の定額減税が実施されます。

その際、定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対し、その差額を調整給付金として支給します。

※令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者が対象

受給方法 対象者の方には7月10日に確認書を送付する予定です。

調整給付金の受け取りには、手続きが必要です。

確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類と一緒に、返信または電子申請で手続きをしてください。

※扶養が重複している方には扶養内容を確認したうえで、8月下旬ごろに確認書を送付します。

※提出前に対象者が亡くなられた場合は、受給できません。



提出期限 9月30日(月) ※消印有効

支給時期 確認書を受理した後、順次支給します。

- 電子申請 最短3営業日に支給
- 郵送 おおむね4週間後に支給

電子申請サポート特設窓口

日時 7月16日(火)から1か月程度
(受付：平日9時～12時、13時～16時)

場所 津幡町役場1階中央エントランスホール

問合先 給付手続きに関すること 企画課 ☎288-2158
定額減税・調整給付額に関すること 税務課 ☎288-2123

! 給付金の振り込み詐欺や個人情報・通帳・キャッシュカード・暗証番号の詐取にご注意ください!

津幡町や国・県の職員が以下を行うことは**絶対にありません**

- × 現金自動預払機 (ATM) の操作をお願いすること
- × 支給にあたり、手数料の振り込みを求めること
- × メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること
- × 電話や訪問により、口座番号や暗証番号をお伺いすること
- × キャッシュカードや現金、通帳をお預かりすること

「怪しいな」と思ったら迷わず、津幡町消費生活センター(☎288-2104)、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)へご連絡ください。

健康保険証をお使いの皆さまへ

「マイナンバーカード」を健康保険証としてお使いください



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!

※カードの顔写真を機器で確認します。顔写真は機器に保存されません。

利用申込はカンタン!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申し込みが必要です。

利用の申し込みはパソコンやスマホから「マイナポータル」でできます。



マイナポータルはこちら



どんないいことがあるの?

就職、転職、引っ越しをしても健康保険証としてずっと使える!
※保険者への届出は引き続きが必要です

マイナポータルで特定健診や薬剤情報・医療費が閲覧できる!

本人が同意すれば、特定健診や薬剤情報を医師・薬剤師と共有でき、電子版お薬手帳にも連携できる!

マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできる!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払が免除される!

! 2024(令和6)年12月2日以降は、保険証とマイナンバーカードが一体化されます

◆健康保険証はいつまで使えますか?

新規の健康保険証は発行せず、令和6年12月1日時点で手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間*使用できます。*有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合はその有効期限内まで

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

受付時間(年末年始を除く) 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30

マイナンバーカードと健康保険証との一体化に関するお問い合わせは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

